



「多様性が尊重されるまちへ」 函館市パートナーシップ宣誓制度スタート

市では、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、4月1日から「函館市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

また、性の多様性への理解促進を図るため、出前講座や啓発パンフレットの作成、企業向けアドバイザーの派遣などさまざまな事業に取り組んでいます。詳しくは市のHPをご覧ください。

○パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方が性的少数者でパートナーシップ関係にあるお二人が、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、宣誓したことに対して、市が「パートナーシップ宣誓書受領書」等を交付する制度です。



○制度の対象者は

- 一方または双方が性的少数者の方で、以下のすべてに当てはまる方です。
- ▷成年であること
- ▷一方または双方が函館市民であること（3か月以内の転入予定を含む）
- ▷配偶者がいないこと、他の人とパートナーシップの関係にないこと
- ▷互いに近親者でないこと

○宣誓の方法は

宣誓には事前予約が必要です。希望日の5日前までに市民・男女共同参画課へご連絡ください。

宣誓の手続きや必要書類などの詳細は、市のHPでご確認または電話でお問合せください。

○性的少数者とは

LGBT等、性的指向（好きになる性）が異性に向くとは限らない人や、性自認（こころの性）が戸籍上の性別と異なる人のことをいいます。

お問い合わせ 市民・男女共同参画課 ☎21-3470



市税等のスマートフォン決済を開始します

4月から、市税などをスマートフォンやタブレット端末を使用し、納付できるようになります。納付には、専用アプリが必要です。

利用可能なスマートフォン決済アプリ	利用可能な市税・保険料等	納付上限額	領収書
PayPay請求書払い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税・道民税（普通徴収） ・固定資産税・都市計画税（土地家屋・償却資産） ・軽自動車税（種別割） ・国民健康保険料 ・保育料 	30万円 （納付書1枚当たり）	発行されません
LINE Pay請求書支払い			
F-REGI公金支払い （クレジットカード決済） ※手数料納付者負担			

利用方法・注意事項等

- ▷専用アプリのダウンロードと利用登録が必要です。
- ▷納付書（払込取扱票）のバーコードをスマホ等のカメラで読み取り、アプリ上で決済します。
- ▷市役所や金融機関、コンビニ等の窓口でのアプリ利用による納付はできません。
- ▷領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、市役所や金融機関、コンビニ等の窓口で現金で納付してください。
- ▷納税証明書等の発行には、決済手続き後10日程度かかります。納付後すぐに納税証明書等が必要な場合は、市役所や金融機関、コンビニ等の窓口で現金で納付し、領収書を持参のうえ証明発行窓口へ申請してください。
- ▷4年4月以降に発行された納付書（バーコードが印字されたもの）から利用できます。
- ▷PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払いは4月1日(金)から、F-REGI公金支払いは4月18日(月)から利用可能です。詳しくは、市のHPをご覧ください。

お問い合わせ ▷市税（市民税・道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）＝税務室納税担当 ☎21-3234

▷国民健康保険料＝国保年金課 ☎21-3154 ▷保育料＝子どもサービス課 ☎21-3030

HP <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021111900025/>

